

障害者総合支援法対象疾病検討会の進め方について(案)

- 障害者総合支援法対象疾病の検討に当たっては、指定難病の検討の進め方を参考とする。

※ H26.7.28第1回指定難病検討委員会資料より以下抜粋
＜指定難病の検討の進め方(案)＞

【参考資料】

1. 指定難病の検討にあたって、難病に関する基礎的な情報を、厚生労働科学研究費補助金事業における研究班等で収集、整理する。
※ 平成22年度より、「今後の難病対策のあり方に関する研究班」で、指定難病に関する要件及び認定基準について、学術的な事実関係の整理及び情報収集を行っている。
2. 指定難病検討委員会において、これまでに研究班等が整理した情報をもとに、医学的見地より、個々の疾病について、指定難病の各要件を満たすかどうかの検討を行う。
※ 指定難病とされるためには、「発病の機構が明らかでない」、「治療方法が確立していない」、「長期の療養を必要とする」、「患者数が人口の0.1%程度に達しない」、「客観的な診断基準等が確立している」の5要件を満たすことが必要。
3. 指定難病検討委員会の検討の結果を、厚生科学審議会疾病対策部会に報告する。
4. 疾病対策部会において、指定難病について審議を行い、具体的な病名などを決定する。
※1 参考人として患者の立場を代表する者が出席する。
※2 疾病対策部会の議決をもって厚生科学審議会の決定となる。
5. 厚生労働大臣が指定難病を指定する。
6. 厚生労働大臣による指定後も、指定難病検討委員会において、難病に関する情報収集を継続的に行い、必要に応じて新規の指定難病の追加等の見直しを行う。

＜平成26年内の検討の進め方(案)＞

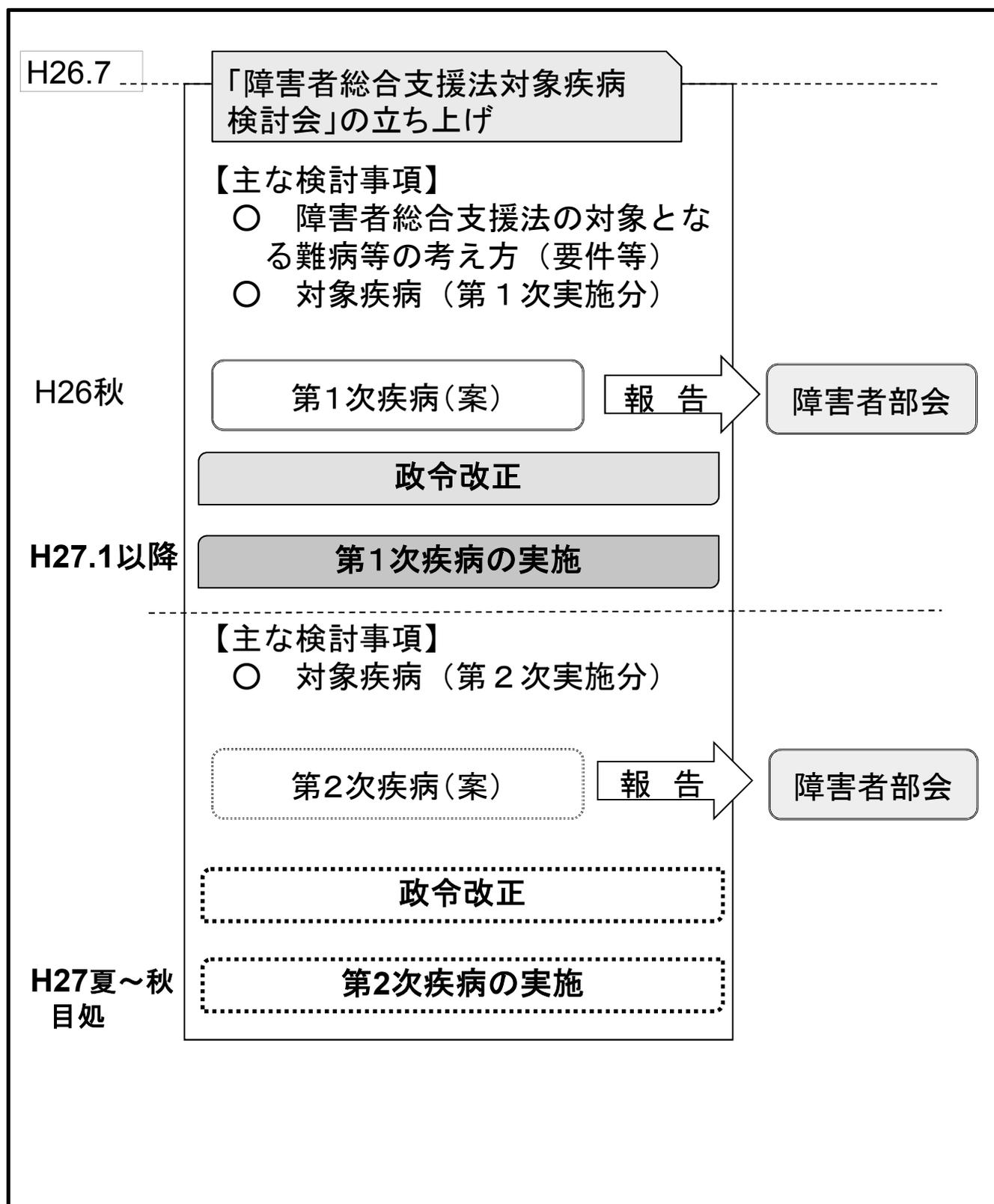
- 指定難病の決定から施行までには、患者及び医療機関への周知など、準備期間が必要であり、平成27年1月から医療費助成を行う第一次実施分の指定難病については、時間的な制約を考慮し、以下のように検討を行うこととしてはどうか。
- これまで医療費助成の対象となってきた特定疾患を中心に、指定難病の各要件を満たしているかについての判断材料が整った疾患を、検討対象とする。
 - まず、特定疾患を中心に指定難病としての該当性や重症度分類等に関する検討を行い、あわせて、特定疾患と同時に検討が可能な疾患についての議論も行う。
 - さらに、小児慢性特定疾病として新たに追加されることが検討されている疾患のうち、指定難病の各要件を満たしているかについての判断材料が整った疾患について、検討を行う。
- 以下の①から③のように、現時点で検討に時間を要する疾患については、第二次実施分(平成27年夏から実施)の指定難病の検討に向けて基礎的資料の収集・整理を行った上で、今秋以降に、本委員会でも議論することとしてはどうか。
- ① 学術的な整理や情報収集が不十分な疾患
 - ② 症状名がそのまま疾患名となっている疾患
 - ③ 新しい診断基準等を作成中の疾患 等



1. 障害者総合支援法対象疾病検討会(以下、本検討会という。)において、指定難病の基準を踏まえつつ、福祉的見地より、障害者総合支援法の対象となる難病等の要件等を検討する。
※本検討会の議論にあたり、参考人として患者の立場を代表する者を招へいする。
2. 本検討会において、障害者総合支援法の対象となる難病等の具体的な対象疾病について検討を行う。
3. 本検討会の検討の結果を、社会保障審議会障害者部会に報告する。
4. 障害者総合支援法施行令別表を改正する。

※検討のスケジュール及び検討内容については、別紙のとおりとする。

障害者総合支援法対象疾病検討会における 検討スケジュール



◆検討内容(案)

<第1回 (8月27日)>

- 障害者総合支援法対象疾病検討会の進め方
- 関係団体ヒアリング

<第2回 (9月中旬)>

- 障害者総合支援法の対象となる難病等の考え方【要件等検討】

<第3回 (10月初旬)>

- 障害者総合支援法の対象となる難病等の具体的範囲
【第1次疾病(案)の検討、決定】

※第2次疾病(案)については、平成27年1月以降、検討会を開催し、検討を行う。